

マイナンバー制度の運用開始に向けて

“国民総背番号制”と比喻された『マイナンバー制度』。平成 25 年 5 月 24 日の通常国会で、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」をはじめとする関連 4 法案《マイナンバー法》が成立し、平成 28 年 1 月から運用開始となります。

これに備えて、平成 27 年 10 月以後、住民票を持つすべての個人（中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方も同様）に、12 桁の個人番号（所謂「マイナンバー」）が各自治体から通知されます。法人には 13 桁の法人番号が国税庁から通知されます。

個人番号の利用範囲は、法律に規定された社会保障、所得や納税実績及び災害対策に関する事務に限定されています。一方、法人番号は、個人番号とは異なり原則として公表され、誰にでも自由に利用することができます。

政府は、「マイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。」とし、その効果として以下を掲げています。

- ◇ より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる。
- ◇ 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる。
- ◇ 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる。
- ◇ 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる。
- ◇ IT を活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する。
- ◇ 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる。

税制への影響

では、税務面で納税者の個人番号や法人番号が、どのように利用されるのかを紹介しましょう。下記のとおり、申告書や法定調書などの税務関係書類にこれらの番号の記載が求められています。

- 所得税：平成 28 年 1 月 1 日の属する年分以降の申告書から
- 法人税：平成 28 年 1 月 1 日以降に開始する事

業年度に係る申告書から

- 法定調書：平成 28 年 1 月 1 日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から
- 申請書・届出書：平成 28 年 1 月 1 日以降に提出すべき申請書等から

また、これらの書類には、納税者の番号だけでなく、次の者の番号も記載する必要があります。

- 所得税の所得控除に係る配偶者控除や扶養控除の対象者、及び社会保険料控除、医療費控除、保険料控除等の支払先

- 法定調書の対象となる金銭の支払を受ける者
- ### 導入に向けた留意事項

マイナンバーは、個人所得が発生するところすべてに関係します。各企業の人事総務部門でも、導入スケジュールに合わせて、パートやアルバイトを含む全従業員とその扶養家族のマイナンバーをとりまとめ、適切に管理できる体制を整備しなければいけません。給与所得の源泉徴収票や社会保険の被保険者資格取得届などの書類にもこれらの番号を記載し、関係する行政機関などに提出する必要があります。

事業者は、全従業員から本人とその扶養家族の番号の申告を受け付けることとなります。番号の確認だけでなく、なりすましなどを防ぐための本人確認の徹底も必須ですから、雇用形態が多い業種や、社外の個人などに原稿料や謝礼を支払うことが多い企業では対応が煩雑になり、準備やシステム改修にかかる時間・労力・コストの負荷は否めません。

とはいえ、この管理をおろそかにすると、情報漏えいのリスクを抱えることとなります。マイナンバー法は、個人情報保護の観点から、マイナンバーの取得・管理にさまざまな制約を課すとともに、情報漏えいに対しては刑事罰を含む重い罰則規定を設けています。例えば、マイナンバーを扱う事務に従事する者が、特定個人情報ファイル（マイナンバーを含む個人情報をリスト形式にしたもの）を漏えいした場合、最高で懲役 4 年と従来の個人情報保護法以上に厳しい罰則が適用され、違反の当事者だけでなく、事業者も罰せられる恐れがあります。

皆様、マイナンバー制度の運用開始に向けて、早めのご対応をご検討ください。

（文責：関内本店 秦 弘幸）



マイナンバー

平均寿命のお話

2013年の日本人の平均寿命は、男性が80.21歳、女性は86.61歳。いづれも過去最高、男性は初めて80歳を超えて世界5位から4位に上昇し、女性は2年連続で世界1位となりました。ちなみに男性の1位は香港で80.87歳、2位はアイスランド80.8歳、3位スイス80.5歳。女性の2位は香港で86.57歳、3位スペイン85.13歳と続きます。まさに日本は香港と並ぶ世界1位の長寿国といえます。

＜ところで平均寿命とは＞

簡単に言うと、その年に生まれた子供が平均で何歳まで生きられるかを算定したものです。すなわちその年の直近の各年齢の死亡状況や社会情勢・食料事情・健康等の環境が今後も変化しないと仮定して算出される各年齢の平均余命のうち、0歳児の平均余命を平均寿命と言うそうです。

ちなみに同じ2013年の65歳の平均余命は、男性が19.08年、女性は23.97年で、平均して男性は84.08歳まで女性は88.97歳まで生きる勘定となり、当然のことながら平均寿命=0歳児の平均余命を上回ることとなります。

＜日本人の平均寿命の推移＞

西暦(和暦)	男性	女性
1891-1898年(明治24-31年)	42.80	44.30
1921-1925年(大正10-14年)	42.06	43.20
1947年(昭和22年)	50.06	53.96
1960年(昭和35年)	65.32	70.19
1990年(平成02年)	75.92	81.90
2013年(平成25年)	80.21	86.61

このデータによれば、明治・大正時代は織田信長で有名な「人間50年」より短命でした。一方、驚くべきは1947年→1990年の戦後43年間のすさまじい伸びです。男性は25.86年、女性が27.94年伸び、いずれも1.5倍を超える長寿化を果たしました。

＜戦前の短命の要因＞

明治・大正・昭和初期の日本社会は多数の国民が貧困状態に置かれていました。野麦峠に代表される女工哀史や、「貧しさは極まれり ついに年頃の娘ごとく売られし」という農村での娘の身売り等、現在からは想像し難い状況がありました。当然、口にする食料は乏しく、労働環境は苛酷で、医療・衛生環境も劣悪でした。当時、肺結核は死に至る病で、小説不如帰の浪子のように良家の子女と言えどもこれに罹ると死を免れることはできませんでした。平

均寿命40歳代前半はこのような社会の産物といえます。

＜戦後40余年の奇跡＞

1947年は奇しくも私の生まれた年で、私の0歳時の平均余命=平均寿命は50歳でした。昭和20年代の幼児の記憶を辿ると、食料が乏しかったこと、横浜でも井戸水や簡易水道が使われる所があった等衛生状態が悪く赤痢や疫痢で兄弟を亡くす同級生がいたこと、母親が炊事・洗濯・掃除・買い物と休む間もなく立ち働いていたことが思い起こされます。

その後の日本社会の発展には心躍るものがありました。

まずは食卓が賑やかになり、めったに口にできなかった肉料理の頻度が高くなったことが何よりも嬉しかったです。また便利な生活器具が次々に普及し、昭和30年代には3種の神器(電機洗濯機・掃除機・冷蔵庫)、昭和40年頃からは

3C(カラーテレビ・クーラー・自動車)、また燃料も薪・炭・石炭から石油・ガスに変わりました。これらの生活改善は父母の過重な労働を和らげ、休息の時間を与えました。さらに医療・衛生環境も劇的に改善しました。例えばガンの宣告はかつては死刑宣告のように恐れられていましたが、その後の健診による早期発見や治療法の進歩により多数の患者が完治したり延命するようになりました。

日本が短期間に屈指の長寿国を実現できた要因の1つは、「格差」が小さい社会であったことだと思います。科学技術の進歩や経済発展の果実が一部のみに偏らず、多くの国民に恩恵をもたらしました。また世界でも稀な国民皆保険制度が大部分の国民に医療を受けるチャンスを与えたことも見逃せません。私たち日本人は、こうして長寿国を実現したことを誇って良いのではないかと思います。

＜さてこの先は＞

カロリー過多や肉類の過剰摂取が高脂血症を招き、運動不足が体力低下をもたらしています。かつての長寿化の要因も過剰になるとマイナスに働きます。過ぎたるは及ばざるが如し、社会の様相も変化しています。2013年に誕生した子供達が更に長寿化するのか、逆になるのか見てみたい気がします。それは私には叶わぬ夢です。

(文責:顧問 小野 哲夫)

